

## 国家戦略特区等ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和8年4月23日（木）11時38分～11時58分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	安念 潤司	中央大学名誉教授

#### <自治体等>

富永 隼行	熊本県 企画振興部 部長
折尾 知之	熊本県 教育庁 高校教育課 審議員
遠藤 英壽	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 パートナー
岡田 花香	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 コンサルタント

#### <省庁等>

寺島 史朗	文部科学省 初等中等教育局 高等学校振興課 課長
石田 恵実子	文部科学省 初等中等教育局 高等学校振興課 課長補佐

#### <事務局>

山崎 翼	内閣府 地方創生推進事務局 次長
小山 和久	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
松本 修一	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
松平 健輔	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 遠隔授業における受講人数の緩和
  - 3 閉会
-

○松本参事官 それでは、「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「遠隔授業における受講人数の緩和」ということで、熊本県様、ボストン・コンサルティング・グループ様、文部科学省様にオンラインにて御出席いただいております。

本日の資料は、熊本県様、ボストン・コンサルティング・グループ様の連名のものと、文部科学省様から御提出いただいているものがございまして、いずれも公開予定であります。

また、本日の議事についても公開予定であります。

本日の進め方でございますけれども、まず、資料の説明を熊本県様、ボストン・コンサルティング・グループ様から7分程度、文部科学省様から7分程度で行っていただきます。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 本日は、熊本県、ボストン・コンサルティング・グループ合同会社、文部科学省の皆様にご参加いただきまして、ありがとうございます。

本日は、「遠隔授業における受講者の人数緩和」について、熊本県及びボストン・コンサルティング・グループ合同会社から提案内容と、調査、実証を含むこれまでの検討状況について報告いただき、文部科学省から提案に対する対応の方向性等について見解をお示しいただきたいと考えております。

それでは、早速、熊本県及びボストン・コンサルティング・グループ合同会社から御説明をお願いいたします。

○富永部長 熊本県企画振興部長の富永です。

本日は、「令和7年度先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業」で実証を行いました「遠隔授業における受講人数の緩和」について説明をいたします。

2ページ目をお願いいたします。

熊本県の教育における取組状況を説明いたします。

熊本県では、県の教育に関する総合的な施策を定めた「くまもと新時代教育大綱」、そして、その実現のための具体的な取組をまとめた「第4期熊本県教育振興基本計画」において、「自らの可能性を拡げ、未来を切り拓く熊本の人づくり」、こちらを基本理念に掲げ、「くまもと新時代」を創る人材の育成に取り組んでおります。

少子化、そして人口減少が進行する中で、熊本県の教育現場は、県立高校の定員割れの継続、教員の不足、情報化や働き方改革への対応など、様々な課題を抱えております。これらの課題への対応として、県では、それぞれの県立高校の魅力化推進と子供の優れた才能・個性を伸ばすことを目的に、「スーパーサイエンスハイスクール」による理数教育の充実や、「国際バカロレア教育プログラム」の導入などに取り組んでおります。

また、社会全体のデジタル化が推進される中、学校においても、ICT環境を最大限に活用することは重要であります。多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が求められており、ICTを活用した教育DXの取組も進められております。

課題解決に向けた取組の一つとして、小規模校の授業の充実を図るため、県では、文部科学省の指定事業として遠隔授業の実施に取り組んでおります。モニターやカメラ、マイクといった一般的なビデオ会議システムを利用し、大規模校と小規模校を同時接続して授業を行っております。

3 ページ目をお願いいたします。

この遠隔授業について、現状と課題を説明いたします。

中山間地域の高校では教職員数が限られており、生徒のニーズに応じた科目開設や習熟度別指導が難しい状況となっております。そのため、県では、小規模校と大規模校を同時接続した遠隔授業を活用して学習機会の確保に取り組んでおります。現行の文部科学省の通知では、同時に授業を受ける1学級の生徒数は原則40人以下と定められており、遠隔授業でも、配信側と受信側を合わせて40人を超えることができないことが原則となっております。

4 ページ目をお願いいたします。

このため、大学受験などを希望する小規模校の生徒が、大規模校と合同で授業を受けたい場合でも、人数制限のため、一部の生徒が参加を諦めざるを得ないケースが実際に発生しております。この点に関して、遠隔授業を受講する生徒数の上限の緩和について、昨年4月に文部科学省に御提案をいたしました。

文部科学省からは、「規定の趣旨や実証研究を踏まえると、人数の緩和は適切ではないものの、『特段の事情』がある場合には、各学校や管理機関の適切な判断の下、40人を超えての実施も可能である」との御回答をいただいたところであります。

しかしながら、この「特段の事情」の判断の基準が明確ではないところがありますので、学校側も、単位認定に関するリスクをおそれ、40人を超えて実施するという判断ができないという状況があります。

5 ページ目をお願いいたします。

こうした状況を踏まえ、受講生徒数の規制緩和に向けた課題や対応策について、先端的遠隔教育技術を活用した遠隔授業による検証を踏まえて検討を行うこととしました。

検証の概要を説明いたします。

この検証での「配信校」は、多様な科目開設と専門教員の配置が進んでいる鹿本高校、「受信校」は、教員配置が困難な小規模校である牛深高校です。

授業では、先端的な遠隔教育技術として、双方向板書ツールを活用しました。これは、板書される内容をリアルタイムに共有し、配信側はもちろん、受信側も書き込んで共有ができるものです。今回、検証のために、大学進学を目的とした教科「情報」の課外授業を開設し、受講人数が多い場合と少ない場合、さらに、双方向板書ツールを使う場合と使わない場合の計4パターンで授業を実施しました。効果の検証方法は、授業後に生徒及び教員に対して行うヒアリングやアンケートの調査結果としました。

6 ページ目をお願いします。

検証の結果でございます。

受講生徒数の多寡は、教員の授業実施のしやすさ、生徒の授業の理解や参加のしやすさ、いずれに関してもほぼ影響しないことが確認されました。また、双方向板書ツールを活用した授業は、従来型の遠隔授業と遜色なく成立すると考えられ、教育上の大きな支障は見られませんでした。さらに、教材の見やすさや生徒の思考の可視化、受信側生徒と配信側教員のやり取りの円滑化など、双方向板書ツールによる付加価値も確認されております。

7ページをお願いいたします。

以上の結果を踏まえて提案です。

まず、40人を大きく超えない範囲であれば、受講人数の多寡は教員による授業提供や見取り、生徒の授業理解などといった点に大きく影響しないことが示されました。また、先端的遠隔教育技術などを活用することで、生徒の様子に合わせた学習環境の工夫が可能であり、有効に機能することも確認できました。これらを踏まえ、遠隔授業の受講人数について、より柔軟な運用が可能となることで、生徒が可能な限り授業に参加できるよう、「遠隔授業を実施するに当たり、『特段の事情があり、かつ、教育上支障がない』場合として想定される40人を超えて授業を実施することができる事例等」について、通知等で明確化していただきたいと考えております。

熊本県からの説明と提案は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、文部科学省から御説明をお願いいたします。

○寺島課長 ありがとうございます。

文部科学省高等学校振興課長、寺島でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、熊本県さんからの御提案、それから、実証事業の報告、ありがとうございます。その御提案に対する回答、方向性をお示しする前に、今まさに高校改革全体が動いているところでありますので、少し御提案に対する回答の前提として、高校改革全体のお話をまず冒頭申し上げたいと思います。

今映っているページでございますけれども、これは、文部科学省が今年の2月に公表した、いわゆるグランドデザインであります。左上のところを見ていただきますと、「グランドデザインの背景・必要性」ということで、1つ目のチェックのところ、赤い字でありますけれども、2040年には少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化するとともに、労働力の需給ギャップが発生するだろうということ。括弧の中にありますけれども、そうした中で、今のようない人材育成を続けていくと、事務職は余剰になる一方で、いわゆる理系人材は不足すること。こうしたギャップが生まれるのではないかという背景でございます。

それから、2つ目のチェックでありますけれども、赤い字のところですが、多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支える、こうした高校改革が必要であると。そして、かつ、それは、全ての高校生が経済状況等に左右されることなくそうした学びが実現できる、こうしたことが必要だろうということが、まず、このグランドデザインの前提ということでもあります。

その上で、3つの視点から高校改革を進めようということで示したのが、この下の3つの視点

ですけれども、今回のテーマに近いところで言いますと、「視点3」というところです。右下、赤く囲んだところでもありますけれども、視点3、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスを確保しようと。これも、大きな視点の一つとして高校改革に掲げているところがあります。

幾つかチェックが書いてありますけれども、一番上のチェック、全国どこにいても多様で質の高い学びを保障する、こうした視点で行こうということで、特に括弧の中でもありますけれども、地理的アクセスの確保とか、今まさに熊本県さんの実証でも御報告がありましたが、小規模校を含む遠隔授業等の推進、こうしたところも進めていこうとしているところでございます。

次のページをお願いします。

今の3つの視点で進めるわけではありますが、真ん中のところに、新しい学校のイメージということで、それぞれの視点を踏まえた学校のイメージをお示ししているところでもありますけれども、これもまた右側のところではありますが、地理的アクセス・多様な学びの確保ということで、取組例のところにも、今申し上げたような学校間連携や、遠隔授業等を活用した教育機会の確保、こうした取組、こうしたことを進めていこうということを示しているところでございます。

次のページをお願いします。

こうした構想を具体的に進めるために、高等学校教育改革促進基金というものを昨年度の補正予算で措置いたしまして、今申し上げたような3つの視点から具体的な取組を支援するために、都道府県に対して支援をするという事業を進めております。この基金で支援する事業の中にも、真ん中、右に赤で囲んでありますように、先ほど申し上げたような取組を、実際にこの基金で支援をするという取組を今進めているところでございます。

次のページをお願いします。

以上、今進めている高校改革の取組を御紹介させていただきましたけれども、遠隔授業に関して、これまでの経緯も含めて少し申し上げますと、4つ並んでいる中の左から3番目のところ、これが今回のものに該当するかと思います。上の1番目のところにポツが並んでいますけれども、最初のポツであります。平成27年4月から遠隔授業を、特に「教科・科目充実型」を正規の授業として制度化するというのをいたしまして、かつ、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができるとしているところでございます。

ただ、今、熊本県さんからございましたように、基本的には、この形態であっても、同時に授業を受ける生徒の数は原則40人以下であるということを示しているというところでございます。

ここまでを前提にいたしまして、最後、提案に対する方向性ということで、次のページ、最後のページでありますけれども、この問題については、既に昨年度の特区の諮問会議の取りまとめにおきまして、一番上のところ、2行目の最後からというところでもあります。まさに今、熊本県さんから御提案いただいたところについて、2026年度の可能な限り早期に明確化をするという方針が既に示されているところでございます。

この方針あるいは今の熊本県さんからの御提案を踏まえて、今回、文部科学省の対応の方向性

ということでお示ししておりますが、まさに熊本県さんから御提案がありましたように、通知において、原則として40人以下ということが今書いてあるわけですが、この通知を見直しまして、通知見直しのイメージという真ん中のところではありますが、この通知において、「特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合」は、生徒数が40人を超えることができるということを通知の本文でお示ししたいと思っております。

さらに、通知の本文では、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」と規定をしたいと思っておりますけれども、さらに具体的なところは、この通知に附属しているQ&A、これは、通知の構造上、本文のほうであまり細かく書くというよりは、本文のほうは原則的なことを書いて、もし細かい例が必要であれば、この通知のQ&Aに書くといった構造で、ほかの分野についても示している例がありますので、その形式に従って、本文の中では、この「特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合」はこの限りではないことを明記して、Q&Aの中でこの具体的などころを書くというイメージではありますが、このQ&Aの中には、次のようなものを盛り込みたいと思っております。

例えば、1つの学校では多様な科目を開設できない場合であって、かつ、学校間、あるいは教職員間において十分な情報共有、連携が図られている。

そして、遠隔授業で発生し得る課題、先ほど熊本県さんからも御提案がありましたけれども、技術によって、こうした、例えば見取りが難しいということなどを既に解決しており、かつ、仮に40人を超えたとしても、40人以下の場合と同等の教育効果を有するものであると判断できる場合、というようなことを具体的にQ&Aの中で書いてはどうかと考えております。

ただ、先ほど熊本県さんからもありましたように、40人を大きく上回ることは想定しておりませんで、40人を一部超える範囲について、こうしたことを通知の中で明確化をしたいと、考えているところでございます。

こちらからは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。落合委員、お願いします。

○落合座長代理 ありがとうございます。

今ちょうど画面に映っている点、通知の見直しのイメージについて、熊本県様のほうにお伺いしたいと思います。今ちょうど出ているところではありますが、これは、熊本県様が実施されようとしていることに沿った内容になっておりますでしょうか。十分カバーできるかどうかをお伺いしたいと思います。

○折尾審議員 こんにちは。教育委員会高校教育課の折尾といいます。お世話になります。

御説明していただいた内容で、我々が考えていることが十分カバーできているかと判断します。

○落合座長代理 分かりました。どうもありがとうございます。

そうすると、文科省様に1点だけお伺いしたいと思います。ここの中にも書いていただいて

おりますが、2026年度可能な限り早期に明確化することになっておりますが、いつ頃に通知を出される御予定でしょうか。

○寺島課長 ありがとうございます。

今日の御議論も踏まえて、できるだけ速やかに出したいと思っております。

○落合座長代理 わかりました。

月で言うと、何月というのは御想定はあるのでしょうか。

○寺島課長 手続的なところもありますが、そんなに時間はかからないと思いますので、今4月でありますけれども、まさに年度の前半、5月、6月、7月、このあたりをめぐりながら、行政的な手続の時間は少しかかるかもしれませんが、内容の方向性を今回の御議論でご了承いただけたということであれば、この内容に沿って準備をして、できるだけ早期に行いたいと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

ぜひ、実際に実務でも円滑に実施ができるように、フォローアップも含めて御協力をいただけるとよいと思います。

私からは以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論を踏まえて、文部科学省におかれては、40人を超えて遠隔授業を行うことができる事例等の明確化に向けて、熊本県や内閣府と調整を進め、速やかに通知を発出いただきますよう、お願いいたします。また、熊本県が想定している遠隔授業を円滑に実施できるよう、引き続き、熊本県への助言等も行っていただきますようお願いいたします。

熊本県におかれましては、これまで進めてこられました遠隔授業の取組に加え、文部科学省から新たに発出される通知などを踏まえ、御提案いただいた新たな遠隔授業の取組を具体化し、地域課題の解決の実現につなげていただくよう、よろしくお願いいたします。

本日は、関係者の皆様、ありがとうございました。